# 認定登録更新申請書受付要領

（目的）

第１条　この要領は、木材保存剤等審査会（以下「本会」という。）の規約第４条（２）に基づき、本会が行う木材保存剤等の認定登録更新申請書（以下「更新申請書」という。）の受付にあたって、必要な事項を定めるものである。

（申請書の提出）

第２条　認定登録製品の更新を受けようとする者（以下「申請者」という）は、本会会長宛ての更新申請書（書類様式③）および申請する認定協会会長宛ての更新申請書（協会ＨＰ参照）を作成し、第３条に定める添付資料等を添えて、本会に申請する。

２　認定登録の更新を受けようとする製品の「種類、性能項目、用途・適用範囲」は認定を受けている協会の区分に準じて記載する。

３　更新申請書の押印は原則代表者印とする。日本以外の申請者の場合はサインを可とする。

４　更新申請書の提出は PDF 添付 e-mail を可とするが、本会から印影が不鮮明と指摘された場合は、本会宛てに本書を郵送する。

５　本会は、申請者が申請する認定協会に審査を依頼する。

（添付資料）

第３条　申請者は、申請書に（１）～（７）の事項を記載した資料を添付する。

（１）更新製品の概要

Ａ４で１～２頁とし、宛名は付けない。各ページに製品名を記載し、ページを付す。そのページが全体の何ページに当たるかが分かるようにする。例えば 4/6 というように記載する。

①更新製品名、認定番号

②申請者名

③提出年月日

④成分表

a. 成分名は有効成分から記載し、有効成分・助剤は共に機能を記し、組成率の大きな助剤から順に記載する（但し、精製水等を除く）。

b. 組成は w/w％（質量%）表記とし、全ての成分の含有量の合計が 100％ となるようアラビア数字で記入する。

c. 有効成分の%表示は製剤化に使用する原体の純度を考慮しない（純度を併記する）。

d. 助剤のうち、組成が１％を超えるものは下表の如く記載する。また、組成が5.0%を超える助剤の SDS を製品の SDS に続いて綴じ込む。

| 配合用途 | 具体的表現例 |
|---|---|
| 界面活性剤： | カチオン系、アニオン系、ノニオン系界面活性剤 |
| 乳化剤 | |
| 分散剤（懸濁剤） | 天然系、アルコール系、無機化合物系分散剤、カチオン系界面活性剤など |
| 増粘剤 | 天然系、無機系増粘剤など |
| 溶剤 | キシレン/殺虫灯油、アルコール系、高沸点芳香族、石油鎖状系溶剤など |
| 製品保存用の防腐剤 | アルデヒド系、安息香酸系、ジアゾール系、トリアゾール系、有機酸系 |
| 安定化剤 | フェノール系、ベンゾフェノン系、ベンゾチアゾール系など |
| 増量剤 | 鉱物質系、木質系、プラスチック系など |
| 呈色剤 | |
| 着色剤 | |

⑤原体・製品の法的位置付け

a.毒物および劇物取締法

b.化学物質の審査および製造等の規制に関する法律

c.消防法

d.その他（環境基本法、安衛法、化管法等）

⑥使用方法（必要に応じて図を添付する）

⑦過去３年間（当年度を除く）の販売、または製造実績

⑧認定登録期間中の事故等の有無

（２）使用承諾書１部（直近の日付のものであること）

（３）有効認定製品の認定証（書）写し１部

（４）確認書（誓約）１部（宛名は公益社団法人日本木材保存協会会長名とし、押印は申請書に同じ：保存協会認定品の場合のみとする。書式は保存協会ＨＰ参照）

（５）製品のラベル等１部（宛名は公益社団法人日本木材保存協会会長名とし、押印は申請書に同じ：保存協会認定品の場合のみとする）ラベルには製品名、被認定者名、認定協会のマークおよび認定番号等が原則記載されていること。

（６）新規申請時に、野外試験等による防腐性能の結果を提出した注入処理用木材保存剤については、２回目の更新時まで野外試験等の追加成績書を提出すること。

（７）その他

（審査申請料および審査料の納付）

第４条　申請者は、本会に審査申請料および審査料を添えて更新申請書を提出する。審査申請料および審査料は別途定める。領収書は金融機関が発行する振り込み明細票等をもって代える。特別に請求書が必要な申請者は事前に本会にその旨申し入れること。

（申請書の受付期間）

第５条　本会の更新申請書の受付は、７月の年１回とする。但し、すべての認定製品の更新期限が 12 月 31 日に統一されるまでの間は、経過措置として当年 6 月に更新期限を迎える製品について前年の 7 月に更新申請を受け付ける。

２　認定協会は認定更新した製品名および認定有効期間等を本会に知らせる。

（要領の改訂）

第６条　この要領は、理事会の決議を経て改訂することができる。

附則

１．この要領は平成 19 年 7 月 1 日に施行する。
２．この要領は平成 27 年 10 月 1 日に施行する。
３．この要領は 2018 年 12 月 1 日から施行する。
４．この要領は 2020 年 7 月 3 日から施行する。
５．この要領は 2026 年 10 月 21 日から施行する。